

第25回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年5月11日（月）

場所：JICA竹橋本部 講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(代理出席： 大津 祐嗣)	ブリッジエーションジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博(代理出席： 佐々木 啓介)	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡 JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介 JICA 審査部次長
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也 JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前9時30分 開会

開 会

○原科座長 時間になりましたので開始いたします。今回で第25回目になりますが、早速前回の続きということで参ります。

きょうは山浦委員が御欠席で、ほかの方は御出席だと思いますけれども、お二人が代理で来られて、木村委員のかわりに大津委員、高見委員のかわりに佐々木委員ということでございます。

それでは、早速開始いたします。

議 題

(1) 新ガイドライン素案について

○原科座長 前回は2.6まで参りました。ということで、きょうは2.7「社会環境と人権への配慮」の部分から参ります。ここに関しましては特に御意見はいただいておりますが、この形でよろしいでしょうか。

では、2.8へ進めさせていただきます。「JICAの意思決定」の部分です。こちらはいろいろ意見をいただいております。

まず2.8.1「有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト」ということで、

まとめて記載しておりますが、この部分に関しましての御意見でございます。これは満田委員からいただいております。では、御説明をお願いします。

○満田委員 2. 8のところで幾つかコメントがあるのですが、まずは全体に係る部分で、これはJICAさんの修正案のところにも同様の修正案が示されているので、私のコメントはカバーされているのかなとは思っているのですが、念のため申し上げますと、2. 8. 2. 2に、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものについて事例が列記されているのです。これについては無償資金協力の事前の調査というところだけに係っているのですが、これはスキームによらないものだと考えられるために、有償、無償、技術協力にも適用するような全体的な事項として、2. 8全体に係る部分に挿入したらいかがかというコメントです。

○原科座長 では、まずこの件からいきましょう。

これはJICAの御回答をお願いします。

○事務局（上條） JICAの前回配った24-1-1という書類の13番に書かせていただいたのですが、今の満田委員からの御指摘も踏まえまして、記載の箇所が2. 8. 2にあるものですから、それを前の2. 8. 1に持ってきて、2. 8. 1にも2. 8. 2にも係るような表現ぶりにしたいと思っています。

○原科座長 2. 8. 1のどの部分に入りますか。一番前ですか。

○事務局（上條） はい。もう一度24-1-1の2ページ目の真ん中ぐらいにある13番ですけれども、ここに書きましたのは、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」というのを2. 8. 1のパラ1の後にパラ2として移して、今のパラ2をパラ3とする。そちらに移せば、有償資金、無償資金、技術協力もカバーしますし、2. 8. 2の開発計画調査型技術協力も、外務省がみずから行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査もカバーするような表現にできるのではないかと思います。

○原科座長 2. 8. 1のところに書いてしまうと2. 8. 2は外れてしまうのではないですか。そんなことはないですか。

○事務局（上條） その場合というのを「適切な環境社会配慮がなされない場合」という言い方にして2. 8. 1に書きまして、2. 8. 2も同じような表現として、「適切な環境社会配慮がなされない場合」と、今2. 8. 2のパラ2にあるところをそのような表現にしておけば、それは2. 8. 1に書いてあるそのことだと読めるのではないかと思いますのですけれども。

○原科座長 では、2. 8. 2の方では、これに関しては2. 8. 1に例示したというように書く。

○事務局（上條） 例示を2. 8. 1の方に書いて、2. 8. 2の「場合」という言い方を同じような場合の表現にしておけば、両方読めるのではないかと思います。とにかく両方読もうということです。

○原科座長 だから、2. 8. 2のパラグラフ2のときには、移した場合には「協力事業の中止を外務省に提言する」でストップになりますね。この中止の場合に関しては2. 8. 1と同じだという一文を入れればいいですね。入れないと上だけになってしまって全体に係らなくなってしまうので、それがちょっと気になったので、私は2. 8. 1の前に書けばいいかと思ったのですけれども、最初からやるのは唐突ですから、今おっしゃったように、2. 8. 1の中に記載をした上で2. 8. 2でも付記していただくという形にしてください。よろしいでしょうか。それでは、この件はこういうことにいたします。

では、続きましてその先を御説明ください。御意見をお願いします。

○満田委員 同じ意思決定の2. 8. 1のパラ1のところですが。ここの最後の3行の部分なのですが、「適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しないこともありうる」としているのですが、ここは、適切な環境社会配慮がなされない場合働きかけるとか、いろいろと書いてありますので、この「ありうる」は削除したらいかがかと思いました。

○原科座長 この文はどのように考えたらよろしいでしょうか。

○事務局（上條） この部分は、私どもとしては原案どおりに残したいと思っています。その理由は、このガイドラインは相手国の人たちも読みますので、実質言っていることは同じだと思うのですが、相手国の人が読むということも踏まえると、余りきつい言い方をしなくてもいいのではないかと思うのですけれども。

○原科座長 この辺はどうでしょう。

○満田委員 確かに実質上同じなので、強くこだわるものではないのですが、明確なメッセージを伝えるという意味では、ここは、まずは環境レビューをして、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合には働きかけると、幾つかのステップを踏んでいますよね。なおかつ、それでも環境社会配慮がなされなかった場合ということなので、明確なメッセージを伝えるために、相手国も読むということも考えて、實際上どうあれ、さらに働きかけるのかもしれませんが、そこら辺は実際ケース・バイ・ケースなのでしょうが。と

はいうものの、最終的には、適切な環境社会配慮が本当になされなくて、それが非常に問題なときは協力をしないという明確な意思を書かれたらいかがかと思いました。

○事務局（上條） 同じようなことの繰り返しになってしまうのですけれども、「実施しない」と言い切ってしまうといいのかと。何かほかの可能性もあるかもしれません。コンポーネントを変えるとか、何かを外すとか、そういうこともあり得るかもしれませんので、可能性を排除しない言い方がいいのではないかと思います。

○事務局（杉本） 今回のコンポーネント云々という話は、1つの事業全体に環境社会配慮がかかってくる場合もあるでしょうし、その中の一部について特に問題となる場合には、例えばその部分を事業スコープから外す、問題となっているところを除外した上で残りの部分を実施していくとか、完全に中止ではなくて、中身を変えることで対応していく。そういう意味ではその問題とされた部分については中止ということになるわけですが、広い意味でとっておいた方がいいのかなと、中で再度検討した結果思ったものですから、こういう表現で、そのままでどうでしょうかということさせていただいています。

○原科座長 この点はどうしましょう。余り時間がかかるといけないから、少し残しておきますか。私、きょうはできたら一通り終わりたいという感じがありますので、1カ所に余り時間をかけると終わらなくなってしまうので、議論が分かれたら残しておいてよろしいですか。

○満田委員 はい。

○原科座長 では、残していただいて、先へ進ませてください。

2. 8. 2のところでも御意見をいただいております。

○満田委員 2. 8. 2につきましては、現行JICAガイドラインの開発調査の部分の記述をもとにしてこういった文案を出されていると思うのです。ただ、内容をよくよく読みますと、意思決定といっても、既に始まった事業についていろいろと問題があったときに協力事業の中止を外務省に提言するといった内容になっております。本来この意思決定の一番重要なタイミングは協力事業をやるかやらないかに係ることなのかと考えております。確かに2. 8. 1の「有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト」の方がその性格は強くて、2. 8. 2で言っている開発計画調査型技術協力、外務省がみずから行う無償資金協力については、とりわけ後者については、やるかやらないかの意思決定はそれほど強いものではないのかもしれないのですが、基本的には同じく、開発計画調査型技術協力の場合はJICAみずからが意思決定を行う、つまり、やるかやらないかについ

て、境レビューを踏まえて、有償資金協力や2. 8. 1と同様の意思決定があるということです。外務省がみずから行う無償資金協力についても、意思決定は当然外務省ではあるのですが、JICA側でも、事前の調査を踏まえて意思決定して、それをもとに外務省に中止を提言するといった内容にするということがコメントの趣旨です。

○事務局（上條） この2. 8. 2の今の御指摘のところですが、御指摘のとおり、「意思決定」という言葉遣いは、今のJICAではアプライザル段階で使うという理解をしまして、この2. 8. 2のところではやるかやらないかを意思決定する、そこでまた「意思決定」という概念を持ち込むとちょっと整理がつかなくなるので、そこまで「意思決定」という言葉は使わなくていいのではないかというのが私たちの理解です。2. 8. 2については、「意思決定」という言葉遣いを入れなくて、「提言する」という表現の方が現状に沿っているのではないかと思います。

○原科座長 「意思決定」というのは一般的に使っている言葉なので、いろいろな段階があると思いますが、ここでは限定的に使いたいという御説明ですが、いかがでしょうか。

○事務局（上條） ただ、実質的には、いろいろなことを検討して、いいとか悪いとかのことも提言の中にはもちろん入ると思いますから、表現ぶりのことだけですが、

○原科座長 ただ、文案を拝見すると、ここでは「意思決定」という言葉は使っていないですね。この御提案の中では、「実施決定に反映させる」という表現ですね。コメントは「意思決定」という言葉を使っていますけれども、文案は「実施決定に反映させる」という表現になっています。それから「採択の可否について外務省に提言する」と、これがコメントをいただいた方からの文案ですね。

○満田委員 私が出しました24-1-4の2. 8. 2のところをごらんいただきたいのですが、ここで文案を提示させていただいて、今、座長から御紹介していただいたとおりです。私も、「意思決定」という言葉は上條さんがおっしゃったようなことがあるのかなと思ったので使うのを避けて、こういう文案を示させていただいております。この趣旨は、「意思決定」という言葉を使うか使わないかということもさることながら、今の2. 8のパラ1、パラ2の文案というのは、既に実施されている協力事業について、中止について何らかのアクションをとることが書いてあるわけです。中止というのも重要で、それは残しておいてよろしいかと思うのですが、やる前に環境社会面からの検討を行って実施決定に反映させるというのがこの提案の趣旨です。

○原科座長 採択前の案件ということになりますか。これは当然そういう感じを持ちます

けれども、それを外したのはどういうことでしょうか。

○事務局（上條） ここは現行のJICAのガイドラインを踏襲した言い方をしているのです。それを踏まえた表現としているということが理由です。

○原科座長 現状のは「国際約束を締結した案件」ですね。「採択した」と「国際約束を締結した」とは意味合いが違ふと満田さんは考えておられるのではないですか。御説明ください。

○満田委員 座長がおっしゃったとおり、現行JICAガイドラインも確かに「国際約束を締結した案件について」、つまりもうやることが決まった協力事業についてのみしか書かれていないのです。この経緯はちょっとわからないのですが、せっかくガイドラインを見直すわけなので、継続中の案件のみならず、やるかやらないかということに関して環境社会配慮面からの検討を実施決定に反映させるという一文が必要なのかなと考えております。

○原科座長 ここは「採択した」と同じ意味合いでとっておられるのですか。「国際約束を締結した」というのは「採択した」ということだと。

○満田委員 はい、そういうことです。

○原科座長 そうすると、それ以外のケースがあると想定しておられるようですけども、この件はいかがでしょう。

○事務局（上條） 満田委員の御指摘のことは至極当然でして、要請検討段階の中で環境社会配慮面を無視した検討はしていないわけで、今もそうしているわけです。ちょっと気になるのは、ガイドラインに書く範囲、どこからどこまで書くのかということなのですが、要請検討段階のこともこの第Ⅱ章に書くのか。プロジェクトの形成段階というのでしょうか、そこまで。私どもの理解は、プロジェクトの準備段階から書けばいいのではないかと考えているのです。準備というのは調査を始めるところからですけども、その前の調査をやるかやらないかのところまでこのⅡ章に書くのでしょうか。当然検討はするわけですけども、そこまで至極当然のことをわざわざ書く必要はあるのだろうか、特にそこまで書かなくてもいいのではないかというのが私たちの意見なのです。

○原科座長 当然だから書かなくてもいいというお考えですね。こちらはどうですか。当然だから書くべきだと言っているのではないかと思います。

○満田委員 上條さんのおっしゃる要請段階だから書かなくていいというのは、私は違ふと。例えば有償資金協力とか無償資金協力においても、案件の準備段階から協力事業をや

るかやらないかを検討するのが、本来的な環境レビューのあり方だと考えたときに、開発計画調査型技術協力も協力事業ですよ。内容は調査であれ事業本体であれ、協力事業である。外務省が行う無償資金協力も協力事業ですよ。これは内容は本体事業を伴う協力事業です。ということであれば、「意思決定」と呼ぶか呼ばないかにはかかわらず、やはり検討段階における判断というのは書いてしかるべきだと私は考えております。

○事務局（上條） 済みません。また同じようなことで時間を使ってしまうのは恐縮なのですが、何度も言うのですけれども、プロジェクトサイクルで考えたときに、2. 8. 1のことであれば、それはプロジェクトの準備段階から書いているわけで、2. 8. 2の協力は、プロジェクトサイクルで言えば準備段階に対する協力ですけれども、それもプロジェクトサイクルで言う準備段階を書けばいいのではないかと。ですから、プロジェクトサイクルで言うアイデンティフィケーションとか、そこまでさかのぼって書く必要はないのではないかと思うので、2. 8. 1と平仄を合わせるという意味からも、満田委員のおっしゃる要請検討段階までこのⅡ章に書かなくてはいいいのではないかと思います。

○原科座長 私はそれはちょっと違うような感じがしますね。それであればむしろ、2. 8を1と2に分けたので、2の方は要請段階から書いた方がよくわかるという感じを受けましたけれども、どうでしょう。そんなことはありませんか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 要請段階からという意味では違いますが、プロジェクト形成の非常に早い段階からという意味では、協力準備調査なんかの場合には、調査をするぞという意思決定の前からガイドラインに書かれているわけですし、この開発計画調査型技術協力、それから無償の事前の調査についてもそれと平仄を合わせるというようなロジックも成り立つのではないかと思います。

○原科座長 フロアから手が挙がりましたけれども、今の関係ですね。——では、お願いします。

○一般参加者（田辺） 現行ガイドラインの1. 4の「環境社会配慮の基本方針」の中で、2パラ目に「要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICAは、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う」と書いてあって、これは見たところ引き継がれていないようなのですが、これはいわゆる採択前の提言ということではないのでしょうか。私はここのプロセスの流れを詳しく把握していないのでちょっとわからない部分はあるのですが、教えていただければ幸い

です。

○事務局（上條） 以前の J I C A の場合は準備段階に対する協力しかしていませんでしたので、おまへたちは意思決定は何もしないのかというような議論があったのです。アプレイザルがないということですね。ただ、そんなことはないということで、では意思決定というところをどこに入れるかという議論をしまして、要請検討するところで意思決定するという整理になったと理解しています。ただ、その当時と今は J I C A の活動がいろいろ違ってまして、意思決定というのは、もうアプレイザルは J I C A が関与することになりましたので、「意思決定」という言葉はそこで整理したいということです。

○原科座長 それはいいのですけれども、ただ、従来型のスキームも残っていますので、従来やってきたことと同じことをしないとかえっておかしなことになると思います。開発計画調査型技術協力は従来型のスキームということですからずっと議論してまいりました。それから外務省がみずから行う無償資金協力についても同じ枠組みだと思うのです。その意味では、2. 8. 2 は要請検討段階からというのは、これまでの考え方を適用しないと従来のガイドラインに整合しないのではないかと思います。これはそのように整合するようにしてください。そういう議論をしてきたはずですから 2. 8. 1 と 2. 8. 2 を仕分けしているのだと思うのです。

○事務局（渡辺） 今御指摘の点はまた検討させていただきたいと思います。

ただし、要請検討段階について、実施決定に反映させるという御提案をいただいているのですけれども、実施決定に反映するかどうかは外務省の御判断になりますので、J I C A としてこのようにさせるということにはならないと考えております。

同じように、2 番目のポツで「採択の可否について外務省に提言する」となっているのですけれども、これは現行のガイドラインにもない表現でありまして、これについても、まさしく J I C A としては事前の調査を行ってそれを外務省に出しているという格好で、環境社会配慮の調査結果について提出するということにはなりますし、その中で、実際にどういう影響がありそうか、ないしはどういう軽減策が必要かということはお伝えすることになるわけですが、これも採否の判断は外務省の方でなされることになりますので、J I C A でやるものではないと考えております。

○原科座長 提言だから、可否はもちろん外務省ですが、そこまで踏み込むかどうかということだと思います。今おっしゃるとおりで、現行ではそこまで強く表現していないので、現行の形で残すか、あるいはもう一步踏み込むかどうかということだと思います。基本

的には、今御意見をいただいたことを踏まえまして、まず現行のものを踏襲していただいて、さらに踏み込むかどうかはこの次のラウンドで議論しましょうか。そうしないとまたどんどん時間を食いそうなので。きょうはこの形で進めさせていただきます。

では、2. 8. 2. 2へ参ります。これを御説明願えますか。

○満田委員 2. 8. 2. 2の最初のコメントに「意思決定し」という言葉を挿入してくれというコメントをしているのですが、これに関しては、今御説明もあつたとおりなので、とりあえずはスキップさせていただきます。

もう1つですが、2. 8. 2. 2の真ん中あたり、「例えば」の後の下線が引いてあるところです。これは、現行JICAガイドラインにおいては「開発ニーズの把握が不適切な場合」ということだったのですが、下線のような表現に変えられている。これは、前回の事務局の御説明によると、この「開発ニーズの把握が不適切な場合」というのをもう少し具体的に表現したのだというような御説明でした。とはいうものの、私としては、「開発ニーズの把握が不適切な場合」というのは非常にわかりやすく、かつ重要な表現なのかなと考えておりました、例えば国内の水資源開発案件などにおいてもよく大きな議論になるのは、水需要予測が過剰評価されているのではないかというような指摘が後からあるような案件がございます。一義的には環境社会配慮面のインパクトと比較するということになるのかもしれませんが、やはりODAの中でも開発ニーズの把握ということは強調した方がいいのかなと思ひまして、現行ガイドラインの表現を残したらいかがかというコメントでございます。

○事務局（上條） この部分は、開発ニーズの把握をするのは当然だと思うのですが、今回議論しているのは環境社会配慮のことで、「開発ニーズの把握が不適切な場合」というのも、このガイドラインを書いたときには当然環境社会配慮の観点からということで書いたつもりだったのですが、この表現がそのように理解されないことがあつて、環境社会配慮を超えた議論になつてしまつて収拾がつかないようなことにもなつたことがあつたので、ここは私たちの趣旨をより明確にした表現とさせていただきます。当然これは、ここにも書いてあるとおり、プロジェクトを実施しない場合も含めて代替案の検討をしますので、そこでニーズがないというものであれば、当然それは代替案として採択されなくなるのであろうと理解しています。

○原科座長 いかがでしょう。よろしいですか。

私は「妥当性」という表現がちょっと気になつて。妥当性というのはいろいろな局面が

あるので、非常にオールマイティな表現でいいかもしれないけれども、何の妥当性か。必要かどうかというのも「妥当性」の中に入るということになるのですか。

○事務局（上條） ここもどういう言葉がいいかいろいろ考えて、今のところ「妥当性」がいいかなと思っているのですが、今の御指摘もありましたので、もう一回アセスメントの教科書とかを読んでみて、代替案の比較の中でどういう言葉遣いが一番適当か、もう少し考えてみます。

○原科座長 私は「合理的で公正な」という表現をよく使っています。「合理性」は科学的な側面からで、「公正」はいろいろなステークホルダーの意見も十分配慮したという意味で使っています。「合理性」の中に必要性も入ると思うのですけれども、ただ、その必要性は比較考量の結果で、環境影響が余りにも大きいのに、十分なニーズがないのに、そこまで負荷をかけていいのかという考え方です。そういう意味で、やはりニーズはきちんと把握しておかないといけないと思うのです。その辺がわかるようにしておく必要があるかと思います。

○満田委員 今の事務局の原案の表現で、かつ、今、上條さんが御説明したように、代替案の比較の中でニーズがきちんと、事業の妥当性が確保されていないとかいうことがはねられていくということ、それから、座長が今おっしゃったような、比較考慮の結果プロジェクトの妥当性が明らかに認められないという場合ははねられるということであれば、この表現で結構です。私としては、この「妥当性」という言葉もこの文案の中では重要な言葉かなと考えておりますので、もとの「開発ニーズの把握が不適切な場合」という言葉を使わないのであれば、「妥当性が明らかに認められない場合」というぐらいの表現がいいのかなと考えております。

○原科座長 では、最終的にこの案でよろしいという御判断ですか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今、上條さんがおっしゃった、今回「開発ニーズ」という言葉を消してこの下線部の文に直した経緯ですけれども、ある意味 J I C A の判断からすれば環境社会配慮の観点を飛び出た議論がなされ收拾がつかなくなったケースがあったということでした。どこまでが環境社会配慮かということでもしかして議論があるのかもしれませんが、意味の明確化のみが目的であれば、「開発ニーズ」を残し、その定義に今の下線部分を入れるというのでもいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○事務局（上條） ただ、該当箇所はここしかない、「開発ニーズの把握」という表現を

しているところはほかにはないと思いますので、私たちとしては、わざわざ定義ではなくて、このままの方がわかりやすくいいと思うのですけれども。

○原科座長 だから、代替案の比較検討の中で開発ニーズの強度とといいますか強さと比較考量するという枠組みだということでもいいですね。そういう意味で代替案の比較検討をするという。例えばプロジェクトをやらない場合にはどんなことになるか、やった場合にはどういうことがあるか、ニーズはしっかり把握しますと。

何か意見はございますか。

○清水委員 とりあえずは。

○原科座長 では、このラウンドは一応一通りこれでいくと。では、ここは原案の形よろしいですね。では、また次のラウンドで御意見をいただければと思いますが、一応これで一段落つけます。

2. 9に参ります。「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」。この部分は特に御意見はいただいております。よろしいでしょうか。

それでは、2. 10「ガイドラインの適用と見直し」。ここも特に御意見はいただいております。

今ちょっと吉田副座長から御指摘がございました。素案の13ページ、2. 10の2つ目のところで、「5年以内に」云々、これは文章を直したのですね。ちょっと確認させてください。

○事務局（上條） 前々回ぐらいに御指摘を受けて、今度修文案を書くときには直そうかと思っています。

○原科座長 私の記録では、「検討を行う。それらの結果」という表現に直すと。この段階では直しませんけれども、直すということで確認しましたね。では、そういうことでよろしいと思います。

それでは、Ⅱの部分は一通り終わりますが、このⅡの部分でさらに何かお気づきの点がこの段階でありましたら、お願いいたします。見落としがあったりした場合も、次の第2ラウンドで、セカンドドラフトの段階で御確認いただきますので、もし特になければ先に進ませていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、Ⅲの「環境社会配慮の手続」に参ります。

3. 1「協力準備調査」。この部分は御意見をいただいておりますので、御説明ください。

○満田委員 3. 1 「協力準備調査」に関してですが、いきなり協力シナリオ形成から始まっています。私の提案は、3. 1. 2のパラ2のところでは実施決定前の情報公開というのが書かれているのですが、これは協力準備調査全体に係る事項かと思しますので、例えば3. 1の下に全体的事項みたいな節を置くなりして全体事項について書いていただきたいという提案です。

もう1つコメントがございまして、これはかねがね私どもが提案し、かつ中間報告書にも盛り込まれたと思うのですが、協力準備調査の実施決定に関して、当たり前のことと言えば当たり前のことと言われてしまうかもしれないのですが、「プロジェクトの環境社会面の検討を行い、実施決定に反映させる」という一文を入れていただきたいという、この2点がコメントでございまして。

○原科座長 全体にわたることを1つ、パラグラフを入れてもらいたいという御意見です。これはそうかもしれないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（上條） まず、共通事項を入れるか入れないかの前に、御指摘いただいた2点ですけれども、協力準備調査の実施に当たって、いろいろな段階、それは案件によってさまざまだと思いますけれども、担当者がいろいろな情報を集めて、やるべきかやらざるべきかという議論は関係者とすると思うのです。もちろんそういうことを議論して検討を行ってやるとすれば、この調査をやると決めるわけですけれども、それはまた至極当然のことで、そういうことをガイドラインに書く必要があるのだろうかというのが、まず1点目に対しての私たちの意見です。

2点目の、これは3. 1. 1に関してもカテゴリ分類とその根拠を実施決定前に公開するということだと思のです。実はこのことも考えたのですけれども、協力プログラムというのは、ある国であるセクターなりある地域について何らかの協力をしようと。3年間とか4年間とか5年間だと思いますけれども、今後どういう方針で協力をを行うかというようなことを検討するわけで、事業概要とかカテゴリ分類というのはまだ書けないのではないかと。それはやはり調査が終わった後、3年間とか5年間とかの何らかのストーリーがあって、そのストーリーを実施するに当たっていろいろなプロジェクトを組んでいくということだと思のです。その中にはAの案件もあればBの案件もあればCの案件もあるのだらうと思のですけれども、そういうものを実施決定前に、事業概要がこうですとか、案件形成をしていくための調査でマスタープランともちょっと違いますので、御指摘いただいたような情報を公開することは3. 1. 1ではできないであらうと思っています。という

ことなので、せっかく御指摘いただいたのですけれども、できたら書かないことで了解いただけたらと思います。

○事務局（天田） 若干補足させていただきますと、公開することができないというよりは、プロジェクトが見えているような話ではございませんので、カテゴリ分類自体ができない。例えばある国の食糧不足を解決するためにどういうことができますでしょうかということをそのレベルから考えていくに際して、その時点でかんがい事業が必要だということが見えていれば、ではこのかんがい事業のカテゴリ分類は何になってというような議論ができますけれども、まだそこまで行っていない段階がこの協力プログラムの形成の調査でございますので、その段階においてはカテゴリ分類あるいは事業概要というところにはまだ記載ができない。したがって、この調査が終わったところの状況を情報公開させていただいて、プロジェクトの形成につながっていくときには、その際にカテゴリ分類をして適切な環境配慮を実施していきたいという考えでございます。

○原科座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 カテゴリ分類が不可能であるということについては理解いたしました。ただ、ちょっと教えてほしいのですけれども、協力方針といったときに、例えば紛争国における何とかとか、そういうセンシティブな協力シナリオもあるかと思うのですが、そういった場合、そういう支援国で現地で活動しているNGOなんかがコメントをしたい、あるいは意見を言いたいということもあるかもしれませんが、カテゴリ分類ができないからすべて公開しないということにはしていただきたいくないのです、そういう意味では。なので、カテゴリ分類はしていただかなくても結構ですし、無理だと思うのですけれども、プロジェクト名、国名、それから事業概要というわけではないでしょうけれども、その調査の趣旨というものは公開していただけないでしょうか。

○原科座長 そうですね。どうでしょう。

○事務局（上條） そこまで答えられる権限はないのですけれども、ただ、今の清水さんのお話を聞くと、環境社会配慮を超えてしまった議論なのではないかなという気がいたしました。

○原科座長 いや、環境社会配慮を余り狭くとらえていただきたくないと思ひまして、そのための事前情報は十分提供していただきたいと思ひますけれども、これはどうでしょうかね。

○事務局（天田） 調査名、国名ということであれば、これは調査を実施する入札等を行

う際に公示の形で公開させていただくのは他の協力準備調査と同様でございますので、そういう形での情報は外に出ているという形になってまいります。

○原科座長 ただ、協力プログラム形成以外のものに関してはおっしゃるようなことが出るわけでしょう。そうすると、それを早目に出すことも可能なのですか。

○事務局（天田） 今申し上げましたのは、調査を実施する際に、プロジェクト形成の際には、カテゴリ分類の形での情報の公開というところと、調査の公示をかけました際の公示の情報と、この2つが出ていることになるかと思うのですけれども、そのうち、先ほどのカテゴリ分類の方はちょっと困難であるということをお説明申し上げました。一方で、調査公示をかけます際の公示の情報はほかのプロジェクト形成等と同様な形でアベイラブルになるものでございます。

○原科座長 今のようなことではいかがでしょう、御意見をいただいた方。そういうことで十分目的は達したとお考えでしょうか。それとも、どういう観点から不十分とお考えかを御説明いただけますか。

○満田委員 カテゴリ分類ができないということはそのとおりだなと思いました。情報公開については、清水委員が言ったとおり、カテゴリ分類しないまでも、協力準備調査をやるということ、他の協力準備調査、プロジェクト形成とかの協力準備調査と同じようなタイミングで情報公開されたらどうかと思ったのですが、そこについては御検討いただければと思います。

○原科座長 でも、趣旨が公示されるのだから、情報公開だというお考えです、JICAとしては、その前に公開しなければいけない理由を言っていただきたいのです。

○満田委員 公示というのは実施決定後なのですね。協力準備調査に関してはかなりけんがくがくの議論をこの委員会でするように記憶してまして、私たちがこだわっていたのは実施決定前の公開だったのです。今、かなりそれを反映していただいて、プロジェクト形成については実施決定前に情報公開される規定が盛り込まれているのですが、JICAさんとして、プロジェクト形成なり協力シナリオなり、協力準備調査のいろいろな種類があると思うのですが、協力シナリオだから公示の情報でいいとか、プロジェクト形成だから実施決定前に情報公開するというように分けられる意味がむしろわからなくて、一括して実施決定前に同様の情報公開を、カテゴリ分類があるかないかという違いはあると思いますが、やるということについては情報公開された方が、それに関して関心を有する人の意見が求められると考えています。

○原科座長 公示も実施決定したということになるので、公示より前の段階で、最小限だと思いますけれども、情報公開していただきたいという御意見です。確かにこれは委員会で大分議論をしました。

○事務局（上條） ただ、今の協力シナリオ、今度は協力プログラムに直すことを提案しますけれども、この段階だと、例えば初等中等教育とか保健とか、ワクチンを配るようなことをやっている国もいっぱいありますけれども、そういうこととか、通常、プロジェクト形成段階であれば、当然Cになってしまうようなものもいっぱいあるわけです。それを全部このガイドラインに基づいて公開ということになると、それはちょっと過重なのではないかなという気がするのです。

○原科座長 いかがでしょう。

○清水委員 保健医療分野について特に問題意識を持っているわけではないのですけれども、私が懸念しているのは、数は少ないかもしれませんが、先ほど申し上げたような、ミャンマーにおけるどうか、イラクにおけるどうか、石油・エネルギー分野における J I C A の協力シナリオ形成とか、ODAがソフト分野から日本企業進出を側面から支援するような動きになってきている昨今、そういう協力シナリオが出てきてもおかしくないと思いますし、出てくるだろうと思うのです。そのときに、その現地で活動している人などが何か意見を言えるような、準備調査を実施する前に調査するのであればこういう点に気をつけてほしいであるとか、そんなことはするべきではないであるとか、そういう意見を出す猶予があってもいいのではないかと思ったのです。確かにほとんどカテゴリCである協力シナリオ形成について、もしかしてカテゴリAになるかもしれない一部のものだけのためにすべて情報を公開してほしいというのは、自分で申し上げていてもつらいものがあるわけですが、そういった懸念があるのでここで主張させていただいています。なので、例えばカテゴリA、Bについてであるとか、何らかの形でそういった大規模開発プロジェクトにつながるような趣旨の調査については公開していただきたいと考えています。

○原科座長 すべてではなくて、大規模開発プロジェクトにつながるような種類のものに関しては公開してもらいたいという御意見ですけれども。

○事務局（上條） これも私の個人的な意見ですが、まだプログラム形成段階ですので、公示があっても、意見のある方であれば意見を出す機会はあるのではないかと思いますけれども。

○清水委員 長い目で見たら、それはあるのだらうと思います。

○原科座長 では、いいんじゃないでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 この段階のシナリオは何をするかを詰める段階なので、逆に我々が心配するのは、こういう内容のものをやるとか、こういう方法でやるとかということを事前にまとめさせること自体がミスリーディングになるような気がするのです。向こうへ出かけて開発ニーズを調べて、日本としてどういう協力が可能かということのプログラムづくりをこの段階でやるのだと思うのです。ですから、その段階で具体的なものを示せというのは、示すことによってむしろ事業自体をミスリーディングにしてしまうような気がして、恐らくこの段階では、JICAさん自身もそれなりの情報も十分把握しているかとなると、まだまだなような気がしますので、そこを無理無理出せということは逆にいろいろな弊害が起きるようなことがありますので、我々からすれば、公示情報が少なくてもある程度の考えを示してあるということで、必要最大限で、私はそれで十分だという気がいたします。

○清水委員 今の皆さんのお話を伺って、協力シナリオについては公示情報でいいかなと思ったのですが、1つ申し上げたいのは、私、この公開してほしいということは、何か具体的な情報を出してほしいと言っているわけではないのです。ある情報を出してほしいと言っているわけで、何か無理やり情報を出してほしいとかという主張をしていたわけではありません。

○原科座長 では、今の件はよろしいですか。

そういうことで、この場合には、協力シナリオとして——これはプログラム形成に修正しますけれども、協力プログラム形成に関しましてはスタートしてから十分意見をいただけるので、今のことに対して対応できるだらうということでよろしいですね。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 特にこの議論をこれ以上する必要はなくて、ガイドラインそのものに関しては多分このような書きぶりでおさめるのがいいのだらうと思っています。私自身なかなか整理がつかないものですから、今の時点でなかなか適切な文言についての発言ができないのですけれども、前回もそうでしたけれども、エイド・エフェクティブネスの議論の中で、去年のアクラ会議の結果として International Aid Transparency Initiative というのが始まって、援助のプレディクタビリティとアカウントビリティを高めるために、援助に関する情報をできるだけ前広に統一したフォーマットで、できるだけディテールなインフォメ

ーションを早目早目に公開していきましょうという議論が始まっていたと思います。そういう議論を、このガイドラインでも何らかの形で反映されているのであれば、私はそれで結構だと思っています。確かに余りいろいろなものをこの文言の中に盛り込むことは、非常に過重になってしまうので私も好ましくないと思っていますけれども、積極的に情報を公開していかないと国際的議論から外れていくという懸念を感じているので、議事録として一言残しておけばいいかなと思ひまして発言させていただきました。

○原科座長 今の御意見に対してはどうでしょう。そのようなことに対応できていると考えてよろしいでしょうか。できるだけ前広に情報提供をとということですが、

○事務局（天田） ちょっと今、本当に正確な形としてお答えできないところがございませうけれども、このような形で特に問題はなかったのではないかなと思います。私どもとしても、当然やらなければいけないことは環境社会配慮は別にしてもやらなければいけない話ですので、確認してまいりたいと思います。

○原科座長 それでは、今のことは、全体を直してから、第2ラウンドでもう一回確認することにいたしましょう。

そうすると、共通事項として記載してもらいたいのは、2番目のことは今のようなことで、1番目は、「JICAは、協力準備調査の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、実施決定に反映させる」という文言を加えていただきたいという御意見でございましたけれども、上條さんからは、当然のことだからあえて書かなくてもいいだろうということでした。この件はいかがでしょう。

○満田委員 当然のこととはいえ、ぜひ書いていただきたいと思っています。先ほどの議論とも連動すると思うのですが、協力準備調査といえども、やる、やらないに関しては、その時点の情報をもとに、情報は少ないかもしれないのですが、当然JICAの組織内でいろいろと検討を行って、これはやろうという判断をすると思うのです。そのときに、環境社会面からも、これは協力準備調査という形で支援を行えば環境レビューまで持っていけるのだなということの何らかの判断をして、それでやるという、これは本当に当たり前といえば当たり前なのですが、当たり前だからこそきちんと書いていただきたいと考えております。

○原科座長 では、全体を通しての話としてはむしろ、協力準備調査はいろいろな種類のものがございませうので、全体を通して共通の考え方はこうだという表現にした方がいいかなと思います。例えば、「JICAは、協力準備調査には以下のように多様なものがあるが、

いずれもその実施決定に関して、プロジェクトの環境社会配慮面の検討を行い、実施決定に反映させる」とか、そういう表現にしたらどうですか。いろいろあるのだけれども基本的にはこういう考え方だということがわかるようなことを最初に2～3行、1パラグラフだけ入れておく。むしろ、いろいろな形があるということを書いておくのは意味があるかもしれないですね。そんなところでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。――では、そのようなことで文章を考えてください。

では、次へ進みます。3. 1. 2に参ります。「プロジェクト形成（有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト）」。これに関していろいろ意見をいただいております。御説明いただきたいと思います。

○満田委員 1点目のコメントは3. 1. 2. 3のところですが、TORの作成についていろいろ書いてあるのです。その部分に、「TORの作成においては、季節性を考慮し、事業の環境社会影響を十分特定できる期間を確保する」というような、文言の細かいところはさておき、そういった文言を加えていただきたいというコメントです。これに関しては、JICAさんのペーパーについても似たような「十分な調査期間を確保し」の挿入という文言が入っているので、御検討いただければいいのかなと考えているところです。

○原科座長 今の件はJICAの方の対応でも書いていますね。

○事務局（上條） はい。では、JICAの15番を御説明していいでしょうか。

○原科座長 16番。

○事務局（上條） そうですね。15番と16番と関係しているのです。

○原科座長 では、あわせてどうぞ。

○事務局（上條） 24-1-1の2ページの15番ですけれども、ここは高梨委員から以前いろいろ御指摘も受けまして、3. 1. 2を15番のような提案をしたいと思っています。

まず、これを御説明いたしますけれども、括弧書きで（調査実施決定からTOR作成まで）というのをパラ1の前に1行あけて入れます。

次に、括弧書きで（フィージビリティ調査の実施）というのをパラ3の後、パラ4の前ですけれども、ここもまた1行あけてそういう注書きを入れる。ただ、番号は通し番号とします。

その後、次の2行目ですけれども、パラ1で「環境社会配慮の作業を終了する」という言葉の前に「この段階で」と。繰り返しますと、「カテゴリCのプロジェクトについて

はこの段階で環境社会配慮の作業を終了する」という言い方にいたします。

パラ4ですけれども、「事業段階より上位の調査」という表現があるのですが、この調査とは何かという御指摘がありましたので、その後に括弧書きで（マスタープラン調査）とします。ですから、「事業段階より上位の調査（マスタープラン調査）を含む場合には」という言い方にいたします。

次はパラ5ですけれども、ここは調査期間の御指摘があったところです。「プロジェクトについては」の後に「十分な調査期間を確保し」という言葉を入れます。ですから、文として言いますと、「JICAは、カテゴリAとBのプロジェクトについては、十分な調査期間を確保し、調査団に」という言葉にいたします。

次がパラ6の7行目ですけれども、「環境社会配慮調査のTORに反映させる」と、ここで「TOR」という言葉があるのですが、この「TOR」がパラ3に出てくる「TOR」と紛らわしいという御指摘がありましたので、ここは「のTOR」という言葉をそのまま取ります。ですから、「JICAは、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる」と。それで文は通じるであろうということです。

あとは、パラ7にマスタープラン調査を実施する場合の調査のレベルについても記載する必要があるという御指摘がありましたので、ここは「カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで」という表現があるのですが、その後に「マスタープラン調査の場合はIEEレベルで」という言葉を挿入します。ですから、これを口で言いますと、「カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで、マスタープラン調査の場合はIEEレベルで環境社会配慮調査を行い」ということになります。

パラ8ですけれども、ここも「報告書案」という言葉があるのですが、いろいろな報告書案があつて紛らわしいということでしたので、「調査結果」という言葉にしまして、「協議の結果を調査結果に反映させる」、最後のところですが、そのように変えたいと思っています。

先ほどのパラ5で「十分な調査期間を確保し」という言葉を入れたのですが、同様の表現があるところは、16番にある場所ですが、言葉を全部、「十分な調査期間を確保し」と整理したいと思います。

ページをめくっていただいて、24-1-1の3ページの17番ですが、「環境社会配慮調査のTORに反映させる」というのはほかのところでもありますので、17番に書いてある場所ではすべて、「のTOR」という言葉を取りたいと思っています。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今の御説明でございますが、いろいろあって少しわかりにくいかもしれませんが、いかがでしょうか。これは、直したものをを見せていただいて、またやった方がいいですね。そういうことでできるだけ御検討を反映するような格好になっているかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。——では、あとは直したものをまた確認していただくことにいたします。

では、今のところへ行きまして、3. 1. 2. 4ではお二人から御検討をいただいております。清水委員と満田委員ですね。この部分の御説明をお願いします。

○清水委員 3. 1. 2. 4のプロジェクト形成のマスタープランのところですけども、このパラ4に書いてあるのは、現地ステークホルダーとの協議についてはマスタープラン段階でも書いてあるのですけれども、この段階での情報公開というものが書いていないので、情報公開するべきではないかという意見です。特にスコーピング段階、それから優先事業に関する勧告が出されたタイミングでの情報公開について規定してはどうかとコメントいたしました。

○原科座長 同じ場所でしょうか。では、続けて満田委員。

○満田委員 私のコメントは、マスタープランとフィージビリティスタディの組み合わせの調査が多く行われるといたしますか、協力準備調査の場合はマスタープランが行われた後は必ずF/Sに移行すると思うのですが、マスタープラン終了後、F/Sの対象プロジェクトについては再度カテゴリ分類を行って、その結果をF/S調査を開始する前に、要はF/Sを単体で実施するときと同じ手続を踏むということですね。調査概要及びカテゴリ分類結果を公表する。このカテゴリ分類の結果の見直しが生じるときに、例えば、カテゴリBとされていたのですが非常に大きな事業が優先事業に選ばれたような場合が想定されますので、そういった場合、「JICAは、TORの見直し等必要な措置を取る」というような文言を加えたらいかがかという提案です。

○原科座長 2つ、ちょっと関係していますけれども、少し違いますね。

では、今の点について御回答をお願いします。

○事務局（上條） ここの該当するところのマスタープランは、マスタープラン単独でやるものではないのです。F/S調査で済めばいいのですけれども、F/S調査を直接できないものについては、まずはマスタープランをやって、それからF/Sをやるということ想定しているのです。

まず清水さんからいただいた情報公開ですが、F/Sの段階に入ればそこでスコーピングのときに情報公開しますので、その中で、マスタープランでどんな議論をして、どのような整理がついたのかという部分も公開されます。そこを見ていただければいいのではないかと考えています。なぜそうかといいますと、「マスタープラン」という言葉は使っていますけれども、主に想定しているのは、F/Sに直接できないということですから、F/Sの想定するプロジェクトのジャスティフィケーションを整理するとか、優先順位を整理するとか、そういう作業をすると想定して、マスタープランで1つの成果品をつくるというイメージではないと思うのです。ですのでそんなに大きな部分を占めないであろうと想定して、それはF/Sのスコーピングのときに見ていただいてコメントをいただければいいのではないかと考えています。

あとカテゴリ分類のことですけれども、私ども、カテゴリ分類をガイドラインに一々書いてはいませんが、今現在も、私どもに書類が回ってくる段階で、カテゴリ分類が必要なものはしているのです。ここでガイドラインに書くと、カテゴリ分類をしなくていいものもそこで1つの段階を入れなければいけなくなってしまうので、私どもとしては、マスタープランが終わった段階でのカテゴリ分類ということをガイドライン上制度化しなくても、実質もう担保されていますので、またしなくていい案件もたくさんあると思いますので、御提案いただきましたけれども、記載しなくていいのではないかと考えています。

○原科座長 今の御回答に対して御意見はございますか。大体よろしいでしょうか。

○清水委員 情報公開に関する部分ですけれども、上條さんがおっしゃったのは、F/Sの段階でのスコーピングの段階で公開を行うから、そのときに意見があれば言えばいい、その機会が与えられているということでしたけれども、私はその段階では遅いと思っています。より早い段階で意見をするからこそ、事業への環境社会配慮の意思決定の反映が可能になっているのだらうと思います。F/Sのスコーピングの段階ではもう既に優先順位も決められてしまい、例えば、信号敷設と小さい道路の補修にするのか、高速道路みたいなものにするのかとか、そういった優先順位がすべて決められた上で、ある特定のプロジェクトに対するフィージビリティスタディが行われてしまうわけです。したがって、現地の住民あるいはその事業に懸念を持っている住民からすれば、優先順位が何かというマスタープランの段階において意見を言う機会が担保されることが非常に重要なのだらうと思っています。

○事務局（上條） 私たちも今マスタープラン調査をやっていますので、その経験でマス

タープラン段階での情報公開とか住民協議に非常に苦慮しているのです。もちろん住民の方が意見を言ってくだされれば一番いいのですけれども、住民といってもマスタープラン段階だと非常に広範囲ですから、そこを全案件該当するようなものを制度化して、いろいろな意見を言っただけであればそれはいいのですけれども、もう少し選択的というのでしょうか、全部を対象としなくてもいいような方法の方が逆にいいのではないかと。せっかく公開しても、マスタープラン段階ですから、ワークショップ形式で、本当に意見のある人に来てもらって意見をもらおうとか、そういうぐあいの工夫の方がいいのではないかとこの気はいたします。ですから、マスタープランを現地でやっているときにワークショップをやっ、意見があるという方に来てもらって意見してもらおうとか、そういう調査の中でやる工夫の方がいいのではないかなという気はいたします。

○原科座長 では、そういう工夫ができるような表現を入れた方がいいですね。

○清水委員 「協議」という言葉が入っているので、ワークショップはワークショップで、そこで担保されるのだらうと思います。そのワークショップというのは恐らく運用の段階で考慮するような話だと思うのですけれども、私がここで申し上げているのは、早い段階での情報公開なのです。

○原科座長 うまく整理した方がいいと思いますけれども、ここの3. 1. 2. 4は、最後の文章で、いつも私が申し上げるように、「戦略的環境アセスメントの考え方を反映させる」と。これに関しましては事務局からの御回答で、表現を強めるということでしたので、これにこたえていただいて、「戦略的環境アセスメントの考え方をできるだけ反映させ、可能であれば適用するよう努める」という表現にしたということでございますので、戦略的環境アセスメントを適用するのであれば、やはり情報公開がないとできないので、その辺との関係も考えないといけないと思います。この段階の情報公開がないと戦略的環境アセスメントは適用できないですから。だから、そういうことがわかるよううまい表現をお願いしたい。

○事務局（上條） ただ、ステークホルダーとの協議をするということがこのパラ4の中に書いてあるのです。ですから、そこは具体的に言えばワークショップをやるとかいうことになると思うのですが、NGOの方で意見があるという方であれば当然来ていただくのだと思います。

○原科座長 それで支援すると、後が戦略的環境アセスの話なので、支援する。そのためにこれこれという表現につなげれば、セットになりますね。でも、それを具体的に、そのこ

とは情報公開を含むのだということを明記してもらいたいというのが清水さんの御意見ですね。では、ここの部分は今の議論を踏まえてさらに検討していただいてよろしいですか。——それでは、この部分はそのようにさせていただきます。お二人とも、それでよろしいですか。

○満田委員 確かに、カテゴリ分類をしない案件が結構多いのではないかと、すべてに関してカテゴリ分類の見直しを行うことを規定するような文言を入れるのはいかがかというコメントはごもっともかなと思ったのです。ただ、私がここで念頭に置いているのは、マスタープランをカテゴリBとしてやって、その中で選んだ優先事業の中にカテゴリA規模のものがあって、それについてF/Sをやるぞというときに、当初予期しなかったような影響が予測されるために、その部分でTORの見直しとかいろいろなことが必要になったというようなことを念頭に置いているのです。質問は、そういったカテゴリ分類の見直しが生じた場合、その結果は公開されるのでしょうかという質問です。

○原科座長 これは公開されると考えてよろしいですね。このプロセスで言うと。

○事務局（上條） そうですね。カテゴリ分類を変更して、その次の情報公開のときにはその変わったカテゴリ分類で公開されるということになります。

○満田委員 その次の情報公開というのはどういうタイミングになるのですか。

○事務局（上條） このガイドラインに書いてあるとおりですけれども、3. 1. 2で言えば、パラ2で、情報公開してまずはカテゴリ分類を発表いたしますし、パラ4で、もしやっている最中で変わったということになれば、パラ6ですとかパラ9あたりで公開するときに新しいカテゴリ分類になって公開されると思います。

○満田委員 現行で、プロジェクトの一覧みたいなものがあって、そこからカテゴリ分類が見れるような、ウェブサイトでそういった情報公開がされていますよね。当然のことながら、例えばカテゴリBからカテゴリAになった段階でそこも修正されて公開されるといった理解でよろしいでしょうか。

○事務局（上條） カテゴリ分類を変更してすぐかと言われると、そこはもしかしたらタイムラグがあるかもしれませんが、その次に出すときは新しいカテゴリ分類で出されるということです。

○原科座長 できるだけ速やかに公開していただいた方がいいですね。だから、すぐとは言わなくても、できるだけ速やかに公開するということが、それがわかるようにしていただくといいですね。

3. 2. 1. 4はそのようなことでよろしいでしょうか。

○堀田委員 同3. 1. 2のところでは1点確認させていただきたいのですが、協力準備調査はもちろんJICAが行うわけですが、その一環として行われる環境社会配慮調査もJICAが行うものであるということがパラ7に記載されているわけです。実は、前回の委員会でも関連する質問、コメントを出させていただいたのですが、お聞きしたいのは、環境社会配慮調査の主体は、この場合はJICAのみなのか、あるいはJICAと相手国等なのか、そのどちらでしょうかという質問です。いただいたJICAの修正案、24-1-1の資料の、項目で言うと6番になります。ここに、「共同して」、「共同作業を通じて」の取り扱いについて、「一義的には実施主体は相手国政府であるが、環境社会配慮調査と開発計画調査型技術協力部分で文脈上必要な箇所については残す」とあります。私はこの点については残す方が適切なのではないかと考えますが、いかがでしょうかという質問です。実際に環境社会配慮調査の中において、具体的な環境緩和策あるいはモニタリング、実施体制についての案を作成しているわけで、これについては相手国等のコミットなり参加が全くない中での調査というのは現実的でないと思いますし、実際にその後、パラ9ですが、相手国等が報告書案を情報公開することになるので、この調査報告書のオーナーシップあるいはオーサーシップに相手国等が含まれると考えるのが自然かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○原科座長 今回の件はどうでしょうか。

○事務局（天田） 調査に限って申し上げさせていただきますと、これはJICAがコンサルタントさんをお願いしてやっていただく部分になってまいりますので、この調査自体の主体という意味ではJICAだろうと。一方で、環境社会配慮の主体は相手国等でございますので、JICAが行いますこの環境社会配慮調査の結果を受けて、相手国等の方で責任を持って環境社会配慮を実施していただく。ただ、その調査のプロセスにおきまして、ステークホルダー協議ですとか、そういった関係者の利害調整あるいは最終的な判断を伴ってくるところはまさに環境社会配慮の主体たる相手国等が最終的な責任といたしますか主体となるところでございますので、そこについてはJICAはあくまでも支援する立場でございます。今申し上げたようなプロセスの中で、まさに共同して実施していくところは「共同」というような記載が適当だと考えてございますし、一方で、先方政府で責任を持って行っていただくところについては、先方政府が実施するものをJICAが支援するという書き分けだと考え、素案を作成させていただいている次第でございます。

○堀田委員 そうしますと、現実上の問題として予想される状況としては、JICAが環境社会配慮調査のオーサーとなってその報告書を著すわけですが、その内容について、実際にこういうことをした方がいいんじゃないですかという提言がたくさん含まれています。それについて相手国等はどこまでコミットしたのですか、それについてある程度お互いに相談、同意をした結果としてこういった提言がされていますというようなことと解釈できるのか、あるいはそうではないのかということが現実上いろいろと問題になると思います。仮に、形式上とはいえそのオーサーシップがJICAにしか帰属しないということになってしまうと、これもよくあり得る話だと思いますけれども、実際に実施機関がウェブサイトにおいてその調査報告書を公開しますといったときに、この文章は一体何なのですか、自分たち——相手国等の実施機関——はこのオーサーではないけれども、そこには自分たちが実施すべき環境改善策等の内容が記されていますね、これは自分たちがやるのですか、やらないのですか、自分たちのウェブサイトに確かに記載されています、これについてどう解釈していいのかあいまいですねというような状況があり得ると思うのです。今のお話ですと、その調査報告書についてのコミットメントの度合いは、環境社会配慮の主体である相手国等がステークホルダー、関係者等と協議して決めるものであるというお答えかなと思うのですが、そういった形で、ある意味非明示的にここで扱われているわけで、それが適切かなというのが私のコメントです。そういったことがあるので、むしろ現状どおり、ここは「相手国等と共同で」と残した方が自然なのではないかと思うというのがコメントです。

○原科座長 御意見ございますか。残した方がいいという御意見ですが、

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 日本といいますか、こういう場で議論すると、いかにも堀田委員のおっしゃるとおり利益背反の部分が実際にあると思うのです。ところが、一たん途上国へ行きますと、インドネシア、カンボジア、それからパキスタン、インドなんかもそうなのですが、現地にどのくらい本当に環境社会配慮がわかる専門家がいるか。中央政府へ行きますと欧米の大学へ留学した人たちもいて、我々とのコミュニケーションが非常にスムーズにできる。ただし人数は非常に限られている。ではプロジェクトサイトである地方に行ったときにどれだけそういう人がいるかといった場合に、非常に限られているのです。実際にステークホルダー協議をやりましょうといったときに、これは基本的には現地側でやらなければいけない作業ということになっているのですが、現実的には、ステークホルダー

協議をやりましょう、何ですかそれはということから始まるのです。準備その他も基本的には現地側のタスクということになっているのですが、やはりある程度の期間で効率的にやるためには、調査団がいろいろな形で応援していくという形で環境社会配慮調査をやっているのを得ないのです。そのときに、現在はJICAさんには再委託という仕組みがあり、そういう作業やまとめる部分、特にデータを集める部分については現地のローカルのコンサルタントに協力していただくような仕組みができていまして、中にはそういうコンサルタントの方が一緒になってレポートをまとめて、現地でこういう結果がありましたと、それを相手側と議論して、今御指摘があったような、こういう点は改善しなければいけないですねというような非常にセンシティブな問題が当然出てくるのです。調査団ができるところはそういうのをできるだけまとめてあげて、それを投げただけで終わりにならないように、そのためのソリューションのアイデアもまたいろいろとオルタナティブを含めてお話をし、こういう形はどうかというような形でレポートをまとめている。それを最終的に地方から中央に上げて、中央の委員会等で最終的に検討していただくという当然のプロセスになってくるのです。

JICAのやったレポートというのは、我々からしますと十分な調査だろうと思っておりますけれども、EIAというのはあくまでも現地で縦覧する等々の要件があって、通常は我々の調査期間と合わないものですから、一たんそこでやめざるを得ない。そうすると現地側で引き取っていただくことになって、従来の「共同して」ということですかといかにも調査団が全部まとめて最終的に報告書を出したというような形になって、非常にミスリーディングになってしまう。特に、協力準備調査というのは実質的には向こうから要請のない形で調査団を出すものですから、「共同して」という言葉が入るとそこがミスリーディングになって、JICAがまとめたものが出てきたのかということになってしまう。現地の状況を見れば実態的にはそういう面もあるのですけれども、やはりそこはオーナーシップを持たせた形で現地側に最終的に取りまとめをやっていただかないといけないというプロセスになってきて、恐らく委員御指摘のとおり折衷案にならざるを得ないのですけれども、オーナーシップを持たせる意味では、「共同して」というところが残ると、我々の今までの経験でも「共同して」という言葉が物すごくミスリーディングに使われて、要するにJICAがやったじゃないかということになってしまうのです。でも、JICAができるのはあくまでもそういった支援をするところまでなので、最終的なものは向こうがオーソライズした形で出してもらおう。

私どもがいつも言っていることですがけれども、ガイドラインの中に全部、いわゆるキャパビルまで入れるようなことは現場では実際無理なのです。ガイドラインでモニタリングやチェックすることをぎしぎし詰めることが本当に現地側にとっていいのかというのを我々は最近物すごく反省してしまっていて、恐らく今度のガイドラインも、出すと、向こう側の方でわーっということになってびっくりすることになると思うのです。ですから、環境社会配慮を本当にやる意味では、ガイドラインではなくて、別途、それこそJICAの仕組みで言いますとプロジェクト技術協力というのがあって、この中で現地のキャパシティビルディングをやるという事業がしっかりあるので、我々の要望は、環境社会配慮、キャパビルをどんどん各国でやっていただいて、現地側が自分たちで環境社会配慮を十分できるような仕組みにさせるのが本来であって、ガイドラインでぎしぎし詰めてやらせるというのは本当ではないのではないかとということで、今回もまた後で議論になると思いますけれども、世銀等々のことを入れたりすると、向こうのコストや人材の負担というのがまた大きいのです。ですから、御指摘のとおり若干矛盾する部分があるのですけれども、途上国で議論すればだれでも納得いただけるような状況があるものですから、個人的には「共同して」を入れることについては違和感を持っているということです。

○原科座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。「共同して」を入れた方がいいという御意見と、必要最小限といいますか、今のJICA事務局が書いたような形でいいのではないかと御意見とありました。

○堀田委員 余り時間を取らせるのは申しわけないのですけれども、今、高梨委員がおっしゃったことはすべてごもっともだと思いますし、現状の認識と、どんな問題が起こり得るかということについては、基本的には高梨委員のおっしゃるとおりだと思っております。結果的に同じ問題意識で反対の選択肢を望ましいと申し上げているようなところもあるのですけれども、高梨委員がおっしゃったような現状であるという前提で、その上で、仮に「相手国等と共同して」という部分がなくなってしまった場合、実際にそういった環境社会配慮調査を行うキャパシティがないところにおいて、例えばJICA調査団がかなりイニシアチブをとってその回避策等の検討も行った場合、それは逆に、相手国等がそれ自分たちの問題として主体的に考える、自分たちができるかできないかということを中心に検討した上でそういったものが報告書の中に入ってくるというような、まさに今御説明いただいたようなプロセス、むしろ今あったものが失われていくおそれがあるのではない

かという思いです。

○原科座長 この件は双方の意見をいただきましたので、私も判断に迷いますが、今、事務局がお答えのように、文脈上必要な箇所について直すということですので、文章を直していただいたものをもう一回拝見した上で議論したいと思います。よろしいでしょうか。

○吉田副座長 1つだけ、座長がまとめてもらいたいという中で、私には苦肉の策に見えたのですが、要するに、調査はJICAがやって、配慮の主体は向こうだという区切りにして現実に対応するやり方の1つだと思うのですが、途上国といっても、環境の調査あるいは配慮にしても非常に温度差があるという現実があるわけですから、ここで言えば、やはりJICAはTORに従えという、TORは現実、途上国の姿をよく見て、どこまで彼らと共同できるか、できないかという判断も含めた形のTORがあれば、何とかリアリティにうまく沿う形でできるのではないかと思います。

○原科座長 では、この議論はもう一回直したものを見た上で、今おっしゃったようなことも踏まえて、そういう形で検討しましょう。読んだ先方がどう受けとるかによりますから、「共同」が入っていた方がいいのか、入っていない方がいいのか、ちょっと迷うところですね。それでは、現在はJICAのお答えいただいた修正案の方針で直していただきたいと思います。

時間がほぼ半分過ぎましたので、しばらく休憩をとります。今、11時07分ですので、15分から再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

○原科座長 それでは、あと1時間15分ぐらいですので、急ぎます。

3. 1. 2. 4は終わりましたので、あと参りますが、3. 1. 3「補完型」のところはいかがでしょうか。ここは特に御意見はいただいておりません。——よろしいですか。なければ、次に参ります。

3. 2に入ります。「有償資金協力」。この部分はいろいろ御意見をいただいております。清水委員からたくさん、満田委員からもいただいております。

では、まず3. 2. 1「環境レビュー」というところで御意見をお願いいたします。

○清水委員 3. 2. 1の(1)ですけれども、素案では、このコメントに書いたように、公開対象文書がこれら、つまりE I A、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画に限られてしまっているわけです。これら以外の文書も入手し、レビューの資料になるということは大いにあるわけですから、これら以外の環境社会配慮に関する主要な文書の公開を規定するべきではないかという意見です。ちなみに、中間報告書にもその旨書いてあります。

一点一点申し上げた方がよろしいかと思しますので、とりあえず以上です。

○原科座長 この件はどうでしょう。この件は中間報告の形で対応していただくことになっていると思いますが。

○事務局(杉本) 中間報告にそのような形で記載があることは認識してはいますが、実際にどこで何があるかということを検討した際なのですが、まず、基本的にガイドラインで求められている内容について確認するといった場合、ここで挙げさせていただいている3つの文書が主になる。住民移転計画と先住民族計画については必要に応じてということになっていますけれども、基本的にはそれを踏まえてやっていますという話。あと、そういった文書を公開するに当たっては、このガイドラインの中でも議論がありますけれども、相手国の中でも公開され、それについて議論がなされというプロセスで情報公開なされているものをJ I C Aにおいても日本国内で公開していくというところがありますので、そういったプロセスを実際に踏まえていくことがある程度作成プロセスとして確立されているものということで、この3つの文書を挙げさせていただいています。その他のものについては、ケース・バイ・ケースでそういったものが出てくる可能性はあると思っていますけれども、基本はここに挙げている文書で内容としてはカバーされていくと考えていますので、ここでは3つの書類ということで記載させていただいている次第です。

○原科座長 でも、今の御意見は、それ以外にいわゆる補遺版とか事故時の対応計画等が考えられるという御意見です。だから、その他がある場合にはそれも公開するということを書いていないとまずくないですか。これだけ書くと、ほかのものは出てこなくなる。公開対象にならないということになりますから。「相手国政府等から入手した文書については……当該文書を公開する」とありますからね。この3つは代表的なもので、それ以外にも相手国政府等から入手した主要な文書は公開するという表現を入れておかないとまずくないですか。

○事務局（杉本） 環境レビューと、あとモニタリングのところでのタイミングというのものがあるかと思いますが、ここでE I Aとありますけれども、この段階で補遺版といいますかサプリメンタルなものがある場合、それも含めて承認されている場合には、当然まとめたワンセットで公開という形になってきますので、そのそれぞれの書類について狭い意味でとらえるということはず、何をもとに相手国で承認なりオーソライズの行為がなされているのかを基準にそこは考えていくように考えていますし、これまでもそういった形で、例えばE I Aが数年前につくられて古くなったもので、そのアップデートの部分がサプリメントとしてつくられていて、それ全体に対して承認がなされている場合には、そのすべてについて公開するということが今もやっていますので、そこは変わらずに対応したいと思っています。

○清水委員 そこですね。変わらずに対応ではなくて、対応を変えていただきたいという要望なのですが、なぜだめなのでしょう。

○事務局（上條） 清水さんがおっしゃっている補遺版とか事故とかということは、E I Aのアセスメント報告書の中に含まれているという理解でいいんじゃないですか。

○清水委員 E I Aの補遺版とか事故時の対応計画とここで書かせていただいて、例えばということでしたけれども、必ずしもE I Aのオーソライゼーションの枠組み、あるいは住民移転計画のオーソライゼーションはないところの方が多いかもしれませんけれども、そのオーソライゼーションの範囲外でされる調査もあるのではないかと思います。特に事故時の対応計画の場合は、恐らく国によっていろいろ違うと思うのですけれども、ODAでは関係ないかもしれませんが、ロシアなんかの場合にはどうも違うシステムがあるようです。あるいは、例えば住民移転計画の場合はその後何か追加の調査が環境レビュー中に実施されることもあるでしょうし、そういうさまざまなケースが考えられる中で、こういった包括的な規定を設けるべきではないかという趣旨です。

○事務局（杉本） 今御指摘の点については基本的に大きな意味で含まれるのではないかと申し上げたとおりでありますが、あとは個別の内容に応じて、特に相手国内での公開の有無等について、どの書類と指定しない場合、必ずしもそれに対応できないのではないかと申すところがあるかと思いますが、この対応については検討させていただければと思います。

○原科座長 中間報告では27ページに記載しました。4.5「情報公開」で、4.5.1「意思決定前の情報公開」の2つ目のパラグラフ、この下から4行目になりますけれど

も、「それ以外の文書の公開についても、できるだけ相手国政府等の了解を得るよう努める」とまとめておりますので、その趣旨が通るように。ですから、今おっしゃった具体的に書いてあるもの以外についても可能な限り公開に努めていただきたいと思います。そういうことがわかるように書いていただくとよろしいと思います。いろいろな事情がありますから、自動的に公開はいかないですから、できるだけそういうことに努めていただく。この3つは最低限として、それ以外も可能であれば、これは必要なものですが、環境社会配慮上必要なもので、しかも可能な範囲内になりますから。だから、自動的に即公開とはいかないということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、できるだけ努めるという姿勢がわかるようにした方がいいと思います。

○事務局（杉本） ちょっと今ここで最終的な答えは持ち合わせていませんので、表現ぶりも含めて検討させていただきたいと思います。

○原科座長 ぜひ中間報告の趣旨を反映するようにお願いしたいと思います。では、検討してください。

○事務局（杉本） はい。ただ、協力準備調査なんかをやる場合には、E I Aの中になるべくそこは含めた形でやっていくと思うのですが。

○原科座長 それはそれでいいですよ。ただ、その範疇外がもしあって、これでうまく拾えないとまずいという意味合いでございます。

フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（田辺） 私がいろいろプロジェクトを見ている中で、J I C Aのプロジェクトではないのですが、例えば、E I Aと別途、影響を受けるコミュニティ全体の社会開発について計画を作成したり、先住民ではないけれども特に脆弱性の高い住民に対して別途開発計画書がつくられたりというようなケースもありますので、そこはやはり書いておかないと、前回のJ B I Cのガイドラインで環境社会配慮等というところを書いたところ、E I Aと許認可証明書しか出しませんというような定義をされたことがあるので、そこは我々としてはきちんと書いていただきたいなと思っております。

○原科座長 田辺さんの御意見はそのようなことですが、そういった経験があるということでした。

岡崎さん、どうぞ。

○J I C A（岡崎） まず申し上げたいことは、現在のガイドラインと今回のガイドラインの比較において、環境レビューをする上で使用する公開文書は拡大させているというこ

とです。清水さんの文書を見ますと、「限られている」と書いてあるのですが、少なくとも現在のガイドラインに比べると拡大させているということを申し上げたいと思います。

それから、「考えられる重要な文書として」ということが書いてあるのですが、今の田辺さんのお話もそうなのですが、プロジェクトによって環境社会配慮の範囲、対象はまちまちでございますので、それをガイドラインですべて読み得るような形で文章を書くというのはなかなか難しいと思います。

今、原科先生からも御示唆をいただきましたので、我々が環境レビューを行う上で使用する相手国政府から提出される主要な文書、もちろん公開に当たっては我々だけの判断ではできませんので、ここに書いてあるようなものは環境レビューをやる上で当然相手国政府に対して公開を前提に議論することになりますけれども、それ以外のもの、プロジェクトによって出てくる特有の文書というのは、公開に当たってその都度相手国の了解をとらなくてはいけないような可能性もありますので、一般論ですべての入手した文書を右から左に公開するというのはなかなか難しいということは申し上げておきます。そのうえで、我々がレビューする上で判断する材料として必要なものについて、なるべく広く読み得るような方向で検討はしたいと思います。

○原科座長 よろしくをお願いします。

今のところで、満田委員からも同じ場所ですか。

○満田委員 はい。

○原科座長 私もそういうことで対応していただきたいと思いますが、満田委員からも御意見をいただいておりますので、続けて御説明願います。

○満田委員 環境レビューのところは私は幾つかコメントしているのですが、今に関連しては、今、事務局が提示した案ですと、環境アセスメント等の公開というものがカテゴリAにしか係ってきていないのです。現行JBICのガイドラインですと、この新環境社会配慮ガイドライン（素案）、23-1-3の7ページの左から3つ目のコラムの下の方をごらんいただきたいのですが、「カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する」となっていて、重要な文書の公開をカテゴリAとBにしているのです。中間報告書においても、重要な環境社会配慮文書について、特にカテゴリAに限ったような提案にはなっていないのです。何を言いたいかといいますと、もちろん

カテゴリ Aについては環境アセスメント報告書ですとか、あるいは住民移転が大きいものについては住民移転計画というものがリクワイアメントになっているわけですが、要は、公開したものをカテゴリ Aだけにするのではなくて、カテゴリ Bであっても環境影響評価報告書入手する場合もあるので、この公開の規定を、共通事項ですね、3. 2. 1「環境レビュー」に今4つパラがありますが、カテゴリ横断的ではない公開についてはここに記載したらいかがかという提案です。

○原科座長 そうすると、3. 2. 1に1、2、3、4とありますけれども、5番に入れるという意味になりますか。

○満田委員 場所までは考えていなかったのですが、そこも含めて御検討いただければと思います。

なお、私が出しましたコメントペーパー、24-1-4の3. 2. 1の4、そのページの下から3つ目のコラムに文案として提案させていただいております。ただ、最初のポツについて今関連の議論が行われたので今提案させていただいておりますが、2ポツ、3ポツについてはこれからまた議論があるところだと思いますので、そのときに議論させていただきます。

○事務局（杉本） 現行のガイドラインにはそういう記載が確かにありまして、この案を作成するとき書き方を若干整理したところでそこが抜けてしまっていたようですので、そこは失礼しました。現行のレビューを維持するというのが大基本方針ですので、そこは、いただいた意見も踏まえて、どういった形で書くのがいいのかというのはバージョン2で提示させていただきます。

○原科座長 では、今のは対応していただきます。

それから、この3つの大きな文書以外に加えることはさっきのようなことでよろしいですか。そういう表現で。

それでは、この部分は今のようなことで、文書を直していただいた後にまた検討いたします。

では、ほかの点について御意見をいただきます。

○満田委員 3. 2. 1の「環境レビュー」の「カテゴリ Aプロジェクト」と始まる前のパラグラフで、そのパラ2についてのコメントです。

○原科座長 素案の16ページですね。

○満田委員 はい。16ページの3. 2. 1のパラ3の3行目からですが、「環境レビュ

一前に、最終報告書（環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれているものの。ただし、入札関連情報を除く）についてウェブサイトで公開する」となっているのですが、この最初の括弧内ですね、「環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれているもの」というのは自明ですので、ここは削除されたいかと思いますが、それから、「についてウェブ上で公開する」というのがあいまいですので、「をウェブ上で公開する」と言った方が明確かと思われまます。

○事務局（天田） ただいま御指摘いただきました点、3. 2. 1のpara 3の環境レビュー前に協力準備調査の最終報告書というところがございますけれども、ここは、環境レビュー前に環境社会配慮に関して十分な情報をここまで終えて、これを情報公開するという観点から、基本的に協力準備調査の最終報告書を公開させていただきます。ただし、「環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれているもの」ということで記載させていただきましたものは、状況によりましては、まさにここに書いてございますような「環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報」はすべて含まれる一方で、環境社会配慮以外のところ、これは別に事業の内容がということではなくて、例えば実施機関の財務関係ですとか、そういったところで一部欠けているような場合におきましても、内容的に環境社会配慮の観点からは最終報告書と考えるとよいものになっているというような状況におきまして、それを情報公開することで次の環境レビューのプロセスに進むことが可能である、また妥当であろうということから、こういった記載ぶりをさせていただいておりますので、ここにつきましては、この部分を残す方向で御理解いただければありがたいと考えてございます。

○原科座長 何か今の御説明だと、逆になくてもいいような感じもする。それだったら要らないんじゃないかという感じがしました。ほとんど出すとおっしゃるのならね。入札関連情報は困るけれども、それ以外は基本的に出すとおっしゃったのでしょう。

○事務局（天田） つまり、ごく限られたところにおいて、先ほど例として申し上げましたのが実施機関の財務的な健全性でしたが、調査の中でそういったところの改善を図るような場合に、その部分については若干おくられているというような状況において、環境社会配慮を必ず含むような形、それを判断するに必要なプロジェクトの概要は当然含んだ形、まさに環境社会配慮の観点からは最終報告書と考えると何ら問題はないだろうという形のを情報公開させていただく、ただし、協力準備調査全体として考えた場合に、必ずしもこの段階で、完成している訳ではない。

○原科座長 ですから、最終報告書と書いてあるので、今おっしゃったとおりのことになるのは、括弧の中は「入札関連情報を除く」という表現だけでいいのではないですか。

○事務局（天田） 14ページのパラ10におきまして、「JICAは最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する」とございます。ここで申し上げている最終報告書というものと、そういう意味では若干、環境のところ以外のところで内容が違ってくる可能性もあるということで、あえてここに補足を加えさせていただいた次第でございます。

○原科座長 ちょっとわからなくなりました。上の方の最終報告書というのは同じ定義ではないのですか。同じものでなければおかしいでしょう。

○事務局（天田） 最終報告書ということで、その中におきまして、ここに記載しておりますような、環境社会配慮に関する観点から御検討いただく際に、それは最終的なものと。一方で、ごく限られた例として先ほど申し上げたのが、実施機関の財務とか、そういったところでの改善策みたいなどころでございますけれども、そういったところにおいて一部途中のようなケースがあった場合に、環境社会配慮の観点からはそれで最終報告書と考えられるようなものを必ず環境レビューの前に公開させていただくという趣旨でございます。

○原科座長 そうすると、公開できないものは何でしょうか。

○事務局（天田） 公開する、しないではございませんで、先ほどの16ページのパラ8にございますように、最終報告書ということで完成後速やかにウェブサイトで必ず公開させていただきます。一方で、タイミングの問題といたしまして、環境社会配慮に直接関係しない、あるいは環境社会配慮を検討するときに関係しないような部分について一部欠けたものがあるような状況におきましても、それを公開して環境レビューに臨みたいということでございます。当然そこも合わせたものが、パラ8として「JICAは最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する」というところで、最終的に公開するという形になってございます。

○原科座長 そうすると、同じものではないのですか。ここに書いているものと、上のパラ8で書いているものは同じものではないということですか。

○事務局（天田） ええ、そういう意味では……

○原科座長 でも、この文脈で言いますと、「協力準備調査を実施したプロジェクトについては」云々と書いてあるので、同じものだと思うのですけれども。3.1が協力準備調査の説明ですね。それで最後に、最終報告書はいずれにしても公表すると。それを受けているので、協力準備調査を実施したものに関しては当然レビュー前に公開する。これは同

じものではないですか。言葉も一緒だし。違うのだったら言葉を変えないと。

○事務局（天田） 基本的に同じものでございますが、その中で若干違い得るところで、ここに「環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるもの」と記載させていただきました。一方で、先ほど申し上げましたような、ごく限られたところにおいて、この時点においては若干足りないことがある可能性がございますというところでございます。

○原科座長 では、ここで出すものは、上で言う最終報告書の前の段階のものということですね。

○事務局（天田） その可能性があるということでございます。

○原科座長 それができるように書いた方がいいですね。この表現だとよくわからない。同じ表現を使っているのだから。私は特に定義が大事だと思っておりますけれども、普通は同じ表現をすると同じ定義です。

どうぞ。

○満田委員 今の御説明でようやくこの括弧内の言葉の意味がわかりました。ただ、私としては、公開されるものは基本的に入札関連情報を除くフルセットであってほしいと考えておりますので、再度御検討いただきたいのと、仮に今のお考えが変わらないとしたとき、それでも最終報告書案とはしていただきたくないのです。やはり環境社会関連を含む所要の情報についてファイナライズされたものであってほしいと思っておりますので、案という言葉は使っていただきたくないというのをコメントさせていただきます。

○JICA（岡崎） 天田課長が申し上げているポイントは、まさに満田さんがおっしゃった部分です。協力準備調査のTORは広範に亘っていますが、その中で環境社会配慮の確認の部分はもう完成している一方で、まだ完成されていない作業がある。円借款というのは民間やJBICの融資と違って、年に1回ないし2回のサイクルで動いていきますので、その部分が完成していないがために次のサイクルへ見送るといったようなことにはしたくない。したがって、少なくとも環境社会配慮の確認の作業が終わって、その部分については完成されたレポートであれば、ほかの部分がまだ作業が継続中であっても、その部分は公開して、次の作業に進ませて下さいということです。ですから、最終報告書の案ではないというのはおっしゃるとおりです。それをどう書くかということで我々はこういう案を出しましたけれども、最終報告書は必ず公開しますが、まだ最終報告書が完成してお金を払うところまで来ていない場合のことを可能性としてここに書いていると御理解いただ

ければと思います。

○原科座長 そうすると、最終報告書はできるだけ早い段階でということですか。できるだけ早い段階というか、どう言ったらいいのだろう。

○事務局（天田） 環境社会配慮の面につきましてはできるだけ早い段階で公開させていただくという考え方でございます。

○原科座長 そういう表現にしてください。

○事務局（天田） はい。

○原科座長 大体今のようなことでよろしいでしょうか。

○清水委員 文案に関してというより、1つ確認したいのですけれども、ここで「入札関連情報を除く」という文言がありますが、一方で、先ほどからの天田さんの御説明ですと、相手国政府の財務状況という御説明をされています。除かれるものが具体的に何なのかということをお場で確認させてください。

○事務局（天田） まず1点目といたしまして、先ほど実施機関の財務関係を申し上げさせていただきましたが、これは情報として公開しないということをおし上げた例ではございませんで、環境レビューを実施するに際して必ず必要な情報かということ、実施機関の財務の改善のところについては必ずしも必要ではない情報ということで、もちろんその段階でできているものであれば、この時点で公開する。一方で、この時点でこの部分ができていないことによって、その他環境社会配慮に関するところを公開して環境レビューを実施する妨げにはならないだろうという例で申し上げたものでございます。

一方で、御懸念のところとして、それではどういった部分が環境社会配慮に必要なのかというところがあるのではないかなと思いますので、そこは御相談もしつつ整理させていただきたいと考えてございます。

○原科座長 そうですね。では、ここはそういうことで、さらに突っ込んだ検討をしていただいて、またここに足していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、この部分はそのような処理にいたします。

ほかの点で御意見ございますでしょうか。

○満田委員 同じ3. 2. 1の「環境レビュー」なのですが、そのパラ4です。「必要に応じてカテゴリ分類を変更する」とありますが、「変更し、その結果を速やかに公開する」としていただきたいと思います。

○原科座長 これはそれでよろしいですか。

○事務局（上條） これは、パラ2と3で「公開する」と書いてあるところに係るという理解をしています。

○原科座長 ここに書いてもいいですね。「速やかに」。

○事務局（上條） でも、もう2と3で「公開する」と書いてあるので。

○満田委員 つまり、実際問題、公開するということですね。

○原科座長 そういうことだと思いますよ。では、この文章でいいですね。

○満田委員 はい。

○原科座長 そういう理解です。

それでは、ほかにございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、メモのところで行きますと、次は3. 2. 1の（1）で御意見をいただいています。清水委員からいただいたメモ、これを御説明ください。これは同じになるのかな。翻訳版の話ですね。

○清水委員 満田委員と同じ趣旨ですけれども、翻訳版の公開については、中間報告書でも、入手したものを公開あるいは相手国政府の了解を前提に公開とされていますけれども、素案では全く触れられておりませんので、この点、もう一度御検討いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（杉本） 翻訳に関してはこの前の議論でも申し上げてきたとおりでありますが、実際やるとなると、内容とかレベル、特に翻訳のレベルがさまざまで、翻訳版と言っているのか、作業用の仮訳程度と言っているのかということもありまして、それを直して、かつ、大部分は相手側から入手していますので、その了解もとってやっていくということになると、正直そこをやっていくのは厳しいなと考えていまして、それで今回のこの原案では翻訳版については記載していないという対応にしております。

○原科座長 ただ、中間報告でこうまとめましたので、それを反映していただかないとぐあいが悪いように思います。中間報告の27ページから28ページに書いてあります。27ページの最後のパラグラフですね、「同様の理由で、環境アセスメント報告書等、環境社会配慮のために相手国政府等から入手した文書について、確認作業のために翻訳版を作成または入手した場合には、それらを公開するという意見が出されたが、翻訳版の公開については、相手国政府の了解をえることを前提とすべきとの意見も出された。また、事務局からは、環境レビュー前のより早い段階から、できるだけ多くの情報を公開したいという発言があった」と書いてあります。この記述から言うと、公開に関して何らかの規定が

ないとぐあい悪くないですか。

○事務局（杉本） 今、難しいということで申し上げたことは、ウェブに乗せるような形の一般公開を念頭に置いているのですけれども、これもここでお答えする答えは持ち合わせていないのですが、ほかの方法なり何なりがあり得るかということについて検討させていただこうと思います。

○原科座長 私の理解は、これは翻訳版を審査の途中で使っているわけですから、使っているということは、判断にその翻訳の結果が反映されているので、翻訳がどうであったかというのは大変重要なことだと思います。翻訳に何かミスがあった場合、そのミスが反映されて判断が狂うことがありますね。翻訳版がないと、その原因がどこかわからなくなってしまうのです。そういう意味でもどういう翻訳かというのは極めて重要なことなのです。これはそういう意味で議論したと思います。ただ、その公開について相手国政府の了解を得ることを前提とするとか、そういうことも配慮しなければいけないという議論がありましたので、その辺のことを勘案しながらこのことを書いていただきたいと思います。

フロアの田辺さん、どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

翻訳についてはこれまでいろいろと議論してきたかと思うのですが、相手国が作成した翻訳版と、J I C A がみずから作成する版と、作業フローとしては大きく2つあるのかなと。その中で、先ほどおっしゃった理由からして、J I C A がみずから作成するということに関しては、プロセスとしてJ I C A の方でいろいろなプロセスを踏む必要はあると思うのですが、現地で公開されていて、現地政府がJ I C A にそのまま提出している、例えば英語版と現地語版と両方提出している場合、J I C A の方で公開を妨げる理由はないと思うのですが。

○事務局（杉本） 現地でそれがオーソライズされて公開されているということであれば、このガイドラインの基本的な考えで現地で公開されているものは公開するというのがありますので、そこは問題があるとは考えていないのですが、ただ、実際の国において、例えばインドの例ですと、現地の環境社会配慮関連文書が、英語も公用語ですので、実際に英語で作成されていて、英語で公開されていれば、そのまま持って来れるのですけれども、別の国の場合、基本的には現地語でそういった文書が最終的にオーソライズされていて、翻訳版なりがあったとしても、そこまで一緒に承認されているわけではないというところの差をどうしようかなというところで正直悩んでいるというのが実態です。ですので、繰

り返しになってしまいますけれども、現地で、例えば英語版なら英語版も含めて、フランス語版ならフランス語版も含めて承認され、公開されるということであれば、そこは我々としても特に問題があるとは考えていません。

○原科座長 今の件はどの記載を見ればわかるようになりますか。一般的な記載で読み取れますでしょうか。それなら今の件は問題ないですね。

○事務局（杉本） では、時間も限られていますので、その点も確認して、第2版の議論のときに紹介させていただきます。

○原科座長 では、今のことも中間報告の記述をもう一回勘案した形で表現をお願いしたいと思いますので、作業してください。

ほかにございますでしょうか。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 環境レビュー結果の公開についてです。今、（1）「カテゴリAプロジェクト」のパラ4、（2）「カテゴリBプロジェクト」のパラ2、（4）「カテゴリF Iプロジェクト」のパラ4に公開について書いてあるのですが、これは中間報告書においても記載されておりましたとおり、公開する環境レビュー結果の中身に含めていただきたいものが3つあります。まず「借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策」、それから、「ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する新JICAの評価、ステークホルダーからの情報・意見への対応」、「適合が求められる国際基準の遵守状況」という3点を含めていただきたいと思います。なお、これは先ほども申し上げたようにカテゴリ横断型の規定でございますので、この規定については3.2.1の方にまとめて書かれたらいかかと思えます。

○原科座長 カテゴリ横断型ということは、A、Bすべてということですか。

○満田委員 正確に言うとA、B、F Iですね。

○原科座長 この件はいかがでしょうか。

○事務局（杉本） 今の御指摘の点は、最初の議論の中でも、特にカテゴリAの案件についてはレビュー結果の内容の充実というような話が出ておりましたけれども、この点については、どういったフォーマットで情報を出ささせていただくかということも含めて今検討しているところです。また、ほかの国際基準の議論とも関係してくるかと思えますので、（3）の「適合が求められる国際基準の遵守状況」、言葉云々というよりは、こういった点についてどのように考えたかということだろうかと思います。「遵守状況」と言ってし

まうとなかなか厳しいかと思えます。そこは国際基準のところの話とリンクしていると理解しております。

あと、カテゴリ別の対応としてどこまでやるかということですが、A案件とBとF Iをここで共通でやるのがいいのか、それとも、ある程度メリハリをつけて、やるべきものはきちんとやるし、ある程度簡素化していいものについてはそういう対応ですということもあるかと思えますので、この点については、そういったメリハリも含めて今検討させていただいています。あとは、ガイドラインの中にこういったこと書けばいいのかということもそれを踏まえてということですので、第2版のときにまた御相談させていただこうと思っています。

ただ、(1)、(2)については、基本的にそれがどうだったのかということ、特に協力準備調査がないような案件については相手側できちんとやってもらう必要があるということで、後ろの方になってしまいますけれども、カテゴリAに求められるE I A報告書ということでは、ステークホルダーミーティングの中の議論なり対応なりということ、今は議事録をつけるということは要件としては書いてありますが、その中で具体的にこういったことについてもということは一応書いて、情報としてはそこを担保していくということにはしたいなと思っております。最後の点はサイド情報ですが、

○原科座長 よろしいですか。

○満田委員 はい。

○原科座長 フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

環境社会影響評価等の文書に関しては、環境レビュー時での公開というのは書かれているのですが、実施中に改訂版なりがつくられた場合に公開するかというのがこのガイドライン上明確になっていなくて、この点は中間報告書でも指摘されている事項だと思うのですが、ここはどのようにされる予定でしょうか。

○事務局（杉本） この点について今検討しておりますが、具体的にはモニタリングの段階になってくるかと思うのですが、ここでそういったドキュメントの入手なりをどう確保なり何なりしていくようなことをやるかどうか、あと情報の公開ということで、こういった情報を出していくかということで、ある意味セットになった形かなと考えていますので、そこでまとめて検討していければと思っています。基本的な考え方としましては、例えば今のガイドラインの中で環境レビュー時に出ているもの、これについては公開

しますというものと同じものが入手された場合には出していくということで問題ないかとは思っていますが、むしろそれをどういった形でフォローなり確保していくかということがその場合の観点としてあろうかと思しますので、その点は、今の検討状況について第2版のところでもまた御説明させていただきたいと思います。

○原科座長 よろしいでしょうか。それでは、今のようなことで進めていただきます。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 満田さんに確認したいのですが、(3)で「適合が求められる国際基準の遵守状況」が含まれるとさらっと書いてあるのですが、この前申し上げたように、作業する側からするとこれは非常に膨大な作業を想定するのですが、イメージとしてどんな遵守状況を期待しているのか教えていただければと思います。

○満田委員 このコメントを書くに当たって新たに考え込んだという作業はしていません。これは委員会でまとめました中間報告書の29ページですね。引用した箇所が違ったので、表現が、中間報告書では「世界銀行のセーフガード政策の遵守状況」と書いてありますが、ここに該当するものをそのまま機械的にここにも記載したというコメントなのです。すなわち、私はここでオリジナルな意見を申し上げたというよりも、中間報告書に沿ったコメントをつくっているというのがこの部分の位置づけです。

ちなみに、今の高梨委員の御指摘はごもっともでございまして、これは前回、国際基準に適合、「適合」という言葉が適切なのかということに関して議論になったところですね。例えば世銀とかIFCが実際問題どういう情報公開をしているかということをチェックしてみますと、どのセーフガードポリシーを使っているのか、それに対してどうであったのかというようなことを公開していたと記憶しています。前回御指摘のとおり、世銀のセーフガードポリシーというのは10個ありますので、この事業ではこのうちのこれとこれが該当するからこれを使ったということは書いてあったと記憶しています。

○原科座長 よろしいでしょうか。中間報告に沿って御意見をいただいたということでございます。

○JICA(岡崎) 満田さんに確認したいのですが、カテゴリ分類に応じての共通事項の御提案というのがあったのですが、我々の現場というか、環境社会配慮確認をやっている立場からすると、先ほど杉本が申し上げましたように、環境社会影響の大きいものの影響をなるべく回避する、ないしは緩和するということに極力エネルギーを割きたいのです。すなわち、環境社会配慮確認の作業をやる上でどうしてもメリハリをつけざるを得ない。

ですから、カテゴリAの環境社会配慮確認をやる作業とカテゴリF Iでやる作業に同じレベルのものを求めるということになってしまいますと、これは人的にも時間的にもコスト的にも難しい。カテゴリをA、B、C、F Iと分けているのはおのずと理由があつてのことです。ですから、最低限の共通事項という形で整理するというのは1つのアイデアかもしれませんが、一方で、A、B、C、F Iについて、それぞれのプロジェクトの特性に応じて、あるいはその影響度合いに応じて、我々が実際に行う環境社会配慮の確認の作業ですとかモニタリングの作業は変わってこざるを得ない。そこは御理解いただきたいと思います。特に、国際機関がよくやる融資の形態で、これは実際に円借款でもやっていますけれども、フレームワークアプローチみたいな、地方のインフラを整備する、あるいは道路とか橋とかいっばいやる、ただ、それは基準だけを決めておいて、候補の案件はこれから出てきますというようなものがあるのですけれども、そういったものは、お互いフレームワークのところは議論しても、個別のプロジェクトの承認のところは基本的に相手国に任せて、モニタリングのところでサンプリングでチェックするようなやり方が一般的になっています。申し上げたいことは、客観的な判断基準を誰が下すのかという問題はあるにしても、環境社会配慮確認の作業にはメリハリをつけて、かつ、環境社会配慮の影響が大きいものについてはきめ細かく作業していきたいということは、我々の基本的な考え方として御理解いただきたいと思います。

○満田委員 おっしゃったとおりだと思います。私、この最後の環境レビュー結果の公開にこういうコメントをして、今説明しながら中間報告書を見返したところ、中間報告書でも、「特にカテゴリAの案件について」と書いてあることは書いてあるのですね。ですから、この部分については御検討にお任せいたします。もちろんカテゴリF Iについては詳細な環境レビューは行えないというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、とはいうものの、例えばカテゴリF IだったらカテゴリF IなりのL/Aに盛り込むべき重要な、例えばこの事業は小さいものに限定したものであるとか、F IならではのL/Aとして記載すべきようなことも考えられますので、そこら辺は環境レビュー結果をこれから御検討される時に公開の幅をなるべく広くとって御検討いただきたいと思っております。

○原科座長 では、今のようなことにいたしましょう。そういうことで御検討ください。

さらに御意見がいろいろございます。ただ、ある程度ほかのスキームにも共通する部分が表示されておりますので、きょうは有償のところが一通り終われば一区切りつくかと思えます。

そこで、有償のところでもさらに細かい意見をいろいろいただいておりますが、清水委員も大体今のところでカバーしたような印象を受けますけれども、詳細設計調査部分はちょっと違いますね。これについて御意見をいただきたいと思います。お願いします。

○清水委員 3. 2. 2の「詳細設計調査」についてです。原案ですと余り細かい規定はなく、一般的なモニタリングの項目に基づき環境社会配慮が行われるとあるわけですが、詳細設計ならではの環境社会配慮が必要になってくるタイミングあるいはケースはあると考えています。私がここで想定しているのは主に線形のプロジェクトで、その位置、幅等を具体的に最終的に詳細設計において決めるときです。住民移転が発生する場合などは特にその協議が必要だと思われまますので、事務局の御提案で、先日、詳細設計の項目については3. 2. 3に統合整理したいという御提案がありまして、それで結構だと思うのですが、その際に、詳細設計において住民移転が発生する際にはその協議をするのだということをしきりとガイドラインの中で盛り込むことが必要なのではないかと思い、文案をつくらせていただきました。

○原科座長 今のようなことで、1つは、事務局からの修正案といいますか、いただいたメモの3ページ目の3. 2. 2、22番目の項目ですね、「記載箇所」とありますけれども、詳細設計調査に関しては「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の中で記載するというので、これに対してはそういうことでよろしいということですね。しかし、その中に線形のプロジェクトの場合の配慮すべきことをきちんと書いてもらいたいということですが、この件はいかがでしょうか。

○事務局（上條） 詳細設計の場合、F/S段階で住民協議はなされているわけですね。そこで住民移転計画書もつくられているという想定なわけです。そして、詳細設計調査の段階で、詳細設計レベルでまた細かな線形が完全に決まってくるということは理解するのですが、ただ、幅というのは、F/S段階で想定した幅より大きくなるということではなくて、それよりも狭くなっていくと思うのですが、住民協議もF/S段階でなされているという前提ですので、すべての案件を制度化してガイドラインに記載する必要はないのではないかと考えています。ですから、懸念がある案件についてはそこで何らかの対策を考えるということはあると思うのですが、線形プロジェクトすべて詳細設計調査で何らかの追加的な調査をした場合、それをまた全部情報公開する必要はないかと考えているのですが、

○清水委員 まず1点目は、私、線形プロジェクトをすべてと提案させていただいた文案

の中で申し上げているのではなくて、「詳細設計段階において最終的な住民移転の規模・範囲が決定するプロジェクトの場合には」と限定しています。その場合に、先ほど上條さんがおっしゃったように、あるべき論としてはでしたけれども、F/Sでカバーされている範囲内で詳細設計がされるのだらうと思います。ただ、F/Sレベルのときに、もしかしたらあなたたちの中でだれかが移転するかもしれませんよという段階と、確実にあなたが移転するのですという段階と、協議の性質が違うのだらうと思います。これは住民の方からしても、切迫感あるいは協議する内容も非常に異なってくるのだらうと思いますので、この段階での協議ということは、その重要性にかんがみれば、私も詳細設計の線形プロジェクトについてすべてと申し上げているわけではないので、何らかの形で記載するのが望ましいのではないかと思います。もしかしたら、こういったことについてガイドラインに書くのが適切ではないとか、何かはみ出しているという御意見があるのであれば、FAQか何らかの形で、とにかく詳細設計の線形プロジェクトについて、そして最終的な住民移転の規模・範囲が決定するプロジェクトにおいては住民協議をするべきであるということをごどこかに書いておくことは意味があるのではないかと思います。

○事務局（上條） 今の清水さんの御懸念は、例えば3. 2. 2のパラ6とか、ここで読めないでしょうか。もし重大な御懸念がある住民移転の発生するプロジェクトであれば、パラ3で御指摘を受けて、その後パラ6で私たちがもう一回環境レビューをするとかですね。「環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する」とも書いていますので、もし詳細設計調査に入ったもので御懸念があれば、このパラ6で読むということではできないでしょうか。

○原科座長 パラの6は「プロジェクトに重大な変更が生じた場合」と書いてありますよ。だから今のとはちょっと状況が違うのではないですか。

○事務局（上條） 順調ならいいのではないかという気がするのですけれども。特に問題が起きていない案件であればいいのではないかと。

○清水委員 変更があるかないかではなく、実際問題、私が以前コンサルの方に説明を受けたのは、例えば道路案件においてF/Sをしたときに、F/Sの段階で何万分の1かで住民を把握すると、完全に正確な住民移転数というものはF/Sでははかれないのだと言われたのです。さらに、その段階での協議は、先ほども申しましたが、あなたたちのだれかが移転するかもしれませんという協議ですよ。一方、詳細設計段階では2, 000分の1とかそのぐらいのレベルでの調査だと思いますので、この時点では確実にだれが移転

するのかということがわかり、あるいはだれが住んでいてとかということがわかる調査だと理解しています。したがって、重大な変更があるかないかではなく、F/SとD/Dの調査の性質の違いというものを考えれば、F/Sでの協議という……

○原科座長 おっしゃることはよくわかります。これは皆さんおわかりと思いますけれども、具体的に場所がはっきりわかったら当然もめますよ。紛争は大体そこで起こりますからね。そういう意味では当然F/S段階と違うというのはそのとおりだと思います。だから、これに関してはしかるべく配慮をしなければいけないというのはそのとおりだと思いますけれども。

時間があと10分しかありませんので、そろそろ整理したいと思います。この件はさらに検討しますか。それともこの場でレスポンス可能ですか。

○事務局（上條） ただ、私たちはここで環境レビューは終わっている段階なのです。そして私たちの所見はもう公開しています。その後のことだと思うのですけれども、例えば大規模な住民移転があるような案件で、詳細設計段階で住民移転計画をそのレベルでもう一回つくり直しますということはよくあると思うのですけれども、そういうことについては私どもが環境レビューをする中でまたコメントとして出したりするとは思いますが、そうすると相手国が自分たちで調査をするわけですけれども、そこをもう一度私たちが環境レビューするわけでもないのに——モニタリングはすると思いますけれども、モニタリング結果の確認の中でそれも含めて行うということになると思うのです。そういう理解はよろしいわけですね。

○清水委員 そういう理解です。

○原科座長 そうすると、モニタリング時の対応の仕方ですね。だから、モニタリングをまず整理していただいて、それでどういう格好になるか、文案を考えていただくとよろしいかと思います。

きょういただいた意見は、今いろいろいただきましたが、あとモニタリングが残ってしまいましたけれども、時間が余りありませんので、きょうはここまでにいたします。

その前に、さっき、私、3.2に進みましたが、その前の3.1.3の「補完型」とかに関しては御意見をいただかなかったのですが、事務局の方で対応はこうするという資料を示していただいております。これに関して、2ページ目までは御説明いただきましたけれども、3ページの分はまだいただけていないので、簡単にでよろしいのですけれども、対応について御説明ください。

○事務局（上條） 17番まで御説明しましたので、18番からです。ここは表現ぶりだけなのですけれども、もう一度読み返してみて、「必要に応じて」を、ここで書いてある「現地ステークホルダーとの協議」の後に入れた方がより明確だろうというのが18番です。

19番は、ここは確認だけなのですけれども、素案の中でこの表現は強めたということだけお伝えしたくて書きました。

20番ですけれども、補完型は「プロジェクト形成」に含めて記載したいと思っています。

21番も、統一して書きたい。有償資金、無償資金、技術協力、本体のあるものはほぼ同じ表現ぶりですので、一本化したい。

詳細設計調査は、今、清水さんからも御指摘いただきましたけれども、「モニタリング及びモニタリング結果の確認」の中で記載したい。

23番は、これは満田さんから御指摘を受けたのですけれども、ここは修正している中で漏れてしまったところでした、見え消しにしたところは消して、有償資金協力と同じ表現にしたいということです。

以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

1つだけ。19番の「戦略的環境アセスメントの表現を強める」というところですが、私が見たところ、強まっていないところもあったようなので、もう一回確認してください。

○事務局（上條） 確認します。

○原科座長 よろしくをお願いします。

それでは、こういうことで事務局に対応していただきますので、この件はよろしいですね。それから、これまでの2回の議論の結果も踏まえて修正をお願いしたいと思います。

（2）第26回委員会について

○原科座長 今後の進め方ですが、しばらく時間があいてしまいますので、次回は、きょうまでの検討結果、それから事務局からの修正案がございまして、それも全部踏まえまして、もう一度手直ししていただきたいと思います。セカンドドラフトみたいになりますけれども、それについての検討ということでよろしいでしょうか。

今回は6月になってしまいます。前にもお話ししましたが、私、今週末から国際影響評価学会 I A I A のガーナ大会に参りまして、これは理事会もありますので、2週間近くあけます。ということで、帰ってすぐに会議を開く予定でしたが、例のインフルエンザのことがあります。帰国後すぐに会議を開きますと、たくさんの方の前でというのはぐあいが悪いということで、リスクマネジメント上、私はこういう場に顔を出すのを控えなければいけないということです。実は本学では10日間自宅待機せよというのが先週出ました。ただ、10日間というのは余りにもひどいので、これは緩和されましたけれども、自己責任で十分配慮してもらいたい。具体的には、講義はしばらくは代講にするとか、会議への参加は控えるようなことになるかと思います。毎日体温のチェックをするとかいうことも言われておまして、帰国直後というのは今月の末ですので、ちょっと難しいと思います。潜伏期間が数日から1週間と聞いておりますので、それを越えた段階で会議を持ちたいと思います。ということで、急遽事務局にもう一回日程調整をお願いしました。当初は5月下旬を考えておりましたけれども、そんな事情がございますので、大変申しわけないのですが、私の都合で言いますと6月10日が可能性があります。10日なら十分時間があきますので、安全だと思えます。それまでに何かあった場合には吉田副座長に支援をお願いすることにいたしますけれども、そういうことで10日に開かせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

場所はもう確保していただいたのですね。では、アナウンスをお願いします。時間と場所をお願いします。

○事務局（杉本） 場所はここではなくて、幡ヶ谷のJICA東京国際センターを押さえてあります。時間は午後いっぱいを押さえております。

○原科座長 一応2時～5時か、あるいは少し時間をかけて1時～5時とか、4時間ぐらいいやってしまうか。4時間は疲れるかな。2時～5時ぐらいでよろしいですか。

○事務局（杉本） もしよろしければ2時ということで準備いたしますが。

○原科座長 では、2時～5時ということでお願いいたします。

その後は、10日の様子を見てでございますが、場合によっては余り時間をあけないで、続けてセカンドドラフトの検討をして、なるべくまとめる方向で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まだ若干時間がございますが、もし何かございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、そういうことにいたします。どうもありがとうございました。

午後0時28分 閉会